新たな契約の締結	一　新たな契約機関との契約を締結した年月日 二　従前の契約機関の名称及び所在地 三　新たな契約機関の名称及び所在地 四　新たな契約機関における活動の内容

三

事由	事項
法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との離婚	配偶者と離婚した年月日
法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との死別	配偶者と死別した年月日

別表第三の四（第十九条の十六関係）

一

受入れの開始	一　中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号（以下この表及び二の表において「氏名等」という。） 二　中長期在留者の受入れを開始した年月日 三　中長期在留者が行う活動の内容
受入れの終了	一　中長期在留者の氏名等 二　中長期在留者の受入れを終了した年月日

教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行又は技能の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況

二

受入れの開始	一　中長期在留者の氏名等 二　中長期在留者の受入れを開始した年月日
五月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
十一月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
受入れの終了	一　中長期在留者の氏名等 二　中長期在留者の受入れを終了した年月日 三　卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

留学の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況

別表第四法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動（興行）の項下欄中「契約機関（契約機関）」を「興行契約機関（興行契約機関）」に改める。

別表第六の次に次の表を加える。

別表第七（第五十九条の六関係）

一

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第十九条の十第一項の規定による届出	第十九条の九第一項に定める届出書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十一第一項又は第二項の規定による申請	第十九条の十第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十二第一項の規定による申請	第十九条の十一第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請	第十九条の十二第一項又は第二項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十第二項の規定（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

二

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請	第二十条第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請	第二十一条第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項において準用する第二十条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十二条第一項の規定による永住許可の申請	第二十二条第一項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第二十条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請	第二十四条第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請に限る。）（永住者の在留資格の取得の申請に限る。）	第二十五条第一項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第二十四条第四項に定める旅券の提示等に係る手続